

特定不妊治療費助成事業を開始します

市では、特定不妊治療を受け治療費が高額になるご夫婦に対して、経済的な負担を軽減するために特定不妊治療費の助成を行います。

対象者

以下のすべてに該当する人

- 特定不妊治療を開始した時点で、法律上の婚姻または事実婚関係にある夫婦であり、令和6年4月1日以降に特定不妊治療を受けた人
 - 治療を行った期間から申請時点まで、ご夫婦どちらかは郡上市内に住所を有する人
 - 岐阜県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付決定を受けた人
- ※他市町村で同一の特定不妊治療及び男性不妊治療にかかる助成を受けた人または受ける予定のある人は助成対象外となります。



対象となる治療

岐阜県特定不妊治療費助成事業費補助金の対象となる治療。

(詳しくは岐阜県ホームページをご覧ください)

※先進医療として実施した治療（併用を含む）については対象外です。



岐阜県
ホームページ

助成額

健康保険が適用された特定不妊治療費が、岐阜県の助成（10万円）・高額療養費等を控除してもなお自己負担額が発生する方に対して、1回（一連）の治療につき10万円を上限に助成します。

申請方法

所定の申請書に必要な書類を添付し、治療が終了した日から1年以内に申請してください。

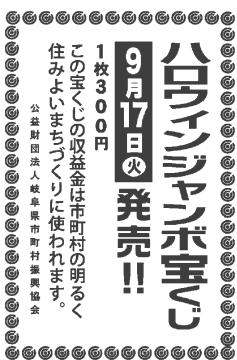
留意事項

郡上市の特定不妊治療費助成を受けるには、先に岐阜県の特定不妊治療費助成事業への申請をして交付決定を受ける必要があります。



事業の概要

問 健康福祉部健康課 67-1834



申請方法等

問	農林水産部林務課	申	市ホームページをご覧ください。	内	薪ストーブ
問	67-2121	申	本体	内	薪ストーブ

この度、この収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

1枚300円

9月17日火発売!!

木質燃料ストーブ
購入補助制度